

## INFORMATION

- 伊勢崎市役所 …………… ☎0270-24-5111
  - 赤堀支所 …………… ☎0270-62-1151
  - あずま支所 …………… ☎0270-62-1311
  - 境支所 …………… ☎0270-74-1111
- 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- 災害情報案内(24時間) ☎0180-99-2999
  - 救急病院等案内(24時間) ☎0270-23-1299

### 民生委員・児童委員が新しく決まりました

民生委員・児童委員が、次のとおり決まりました。

- 曲輪町三区=梅田令子さん
- 本関町区=鴨田公孝さん
- 堀下町区=能登幸枝さん

問い合わせ 社会福祉課(☎27-2748)

### 伊勢崎市聖苑個別施設計画(改訂案)に関するパブリックコメント手続の結果を公表しています

パブリックコメント手続の結果を、いせさき聖苑、さかい聖苑、市民情報コーナー(市役所・各支所)、市ホームページで公表しています。

問い合わせ いせさき聖苑(☎21-0500)  
さかい聖苑(☎70-6000)

### いせさき情報メールに登録を!

災害・防災情報や地域の防犯情報をメールで配信しています。携帯電話で次のアドレスに空メールを送信して登録しましょう。[t-isesaki@sg-m.jp](mailto:t-isesaki@sg-m.jp)  
問い合わせ 安心安全課(☎27-2706)



### ごみ分別アプリ「さんあ〜る!」

ごみの分別、ごみ出し日  
スマホひとつでスマート管理!  
問い合わせ 資源循環課(☎27-2732)



## お知らせ

掲載した情報は中止または延期する場合があります。事前に各問い合わせ先へ確認してください。

### 都市計画案(原案)の閲覧と公聴会の開催

都市計画課(☎27-2766)  
都市計画案(原案)の閲覧と公聴会を開催します。

【変更の内容】  
伊勢崎都市計画道路の変更(3・4・64号秋原下武士線)

【原案の閲覧】  
期間 5月9日(火)から23日(火)まで

※土・日曜日は除きます  
会場 群馬県都市計画課(前橋市)・伊勢崎土木事務所(安堀町)・都市計画課

【公聴会の開催】  
期日 6月21日(水)  
時間 午後7時開始  
会場 市役所東館5階第2会議室

※傍聴を希望する人は、直接会場に来てください。公述人がいない場合、公聴会は開催されません

【公述申出書の提出方法】  
公聴会で意見の発表を希望する人は、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・都市計画案

(原案)についての利害関係および意見の要旨(400字以内)を記入した「公述申出書」(様式は問いません)を、直接閲覧会場または郵送で群馬県知事宛てに提出してください。同じ趣旨の意見が複数ある場合、群馬県知事が公述人を選定し、本人に通知します。

【住所不要】 群馬県都市計画課  
宛先 〒371-18570  
縮切日 5月23日(火)(必着)  
問い合わせ 都市計画課または群馬県都市計画課(☎027122613654)

都市計画案の縦覧  
都市計画課(☎27-2766)  
都市計画案を縦覧します。

【案の縦覧】  
①伊勢崎都市計画区域区分の変更(国領町産業団地地区)  
②伊勢崎都市計画用途地域の變更(国領町産業団地地区)  
③伊勢崎都市計画地区計画の變更(国領町産業団地地区)  
期間 5月9日(火)から23日(火)まで  
※土・日曜日は除きます  
会場 ①群馬県都市計画課(前橋市)・伊勢崎土木事務所(安堀町)

堀町)・都市計画課、②都市計画課、③都市計画課

【意見書の提出方法】  
この案に意見がある人は、意見書を提出することができます。住所・氏名・利害関係・意見の要旨を記入した「意見書」(様式は問いません)を①は直接閲覧会場または郵送で群馬県知事宛て、②・③は直接閲覧会場または郵送で市長宛てに提出してください。

宛先 ①〒371-18570  
(住所不要) 群馬県都市計画課、②・③〒372-1850  
1 (住所不要) 市役所都市計画課  
縮切日 5月23日(火)(必着)  
問い合わせ ①群馬県都市計画課(☎027122613654)、②・③都市計画課

国民健康保険の軽減制度  
所得のない人も申告をしましょう

国民健康保険課(☎27-2736)  
国民健康保険の加入者および世帯主などの前年所得の合計額が一定額以下の場合、低所得世帯の国民健康保険税の負担を軽減するため、所得に応じて均等割(1人当たりにかかる金額)と平等割(世帯にかかる金額)を軽減します。国民健康保険の加入者および世帯主は、

空き家  
①危険空き家Ⅱ住宅地区改良法が規定する不良住宅に該当し、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である空き家  
②旧耐震空き家Ⅱ昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された空き家  
対象となる事業 市内に事業所がある事業者が行うもの  
申請できる人 空き家の所有者、相続人など

補助件数 ①Ⅱ17件(先着順)、②Ⅱ15件(先着順)

補助金額  
①Ⅱ空き家の除却工事費用の5分の4で50万円まで  
②Ⅱ空き家の除却工事費用の5分の2で25万円まで

【改修補助事業】  
対象となる空き家 市内にあり、おおむね1年以上居住をしていない空き家  
対象となる事業 市外から移住する目的で空き家を取得・改修し、10年以上居住のために活用するもので、市内事業者が改修工事を行うもの  
申請できる人 市外に1年以上居住している人で、市内の空き家を所有または令和5年度中に取得する予定がある人など

補助件数 10件(先着順)

【耐震診断の補助】  
耐震診断の費用はかかりませんが、診断者を派遣するための交通費(1000円)は申請者の負担となります。

対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物、または都市計画区域外などの理由で建築確認が不要であった建物で次のどちらにも該当するもの  
●地上2階建て以下の一戸建ての住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上)

●在来軸組み工法で建築された物

補助金額 60件(先着順)  
必要書類 建築確認通知書、壁の位置が分かる平面図など  
【耐震改修工事などの補助】  
耐震診断を受けた結果、評点が1・0未満の住宅で次の工事に該当するものを補助します。

●耐震改修工事Ⅱ改修後に評点が1・0以上となる工事  
補助件数 5件(先着順)  
補助金額 改修費用の5分の4以内で100万円まで  
必要書類 耐震診断結果、平面図、見積書など

●耐震シェルター等設置Ⅱ住宅の1階に耐震シェルターか防災ベッドを設置する工事  
補助件数 3件(先着順)  
補助金額 改修費用の3分の2以内で20万円まで  
必要書類 耐震診断結果、設置計画図、見積書など

●耐震診断の結果、設置計画図、見積書など

いづれも  
●耐震改修工事Ⅱ改修後に評点が1・0以上となる工事  
補助件数 5件(先着順)  
補助金額 改修費用の5分の4以内で100万円まで  
必要書類 耐震診断結果、平面図、見積書など

いづれも  
●耐震改修工事Ⅱ改修後に評点が1・0以上となる工事  
補助件数 5件(先着順)  
補助金額 改修費用の5分の4以内で100万円まで  
必要書類 耐震診断結果、平面図、見積書など

いづれも  
●耐震改修工事Ⅱ改修後に評点が1・0以上となる工事  
補助件数 5件(先着順)  
補助金額 改修費用の5分の4以内で100万円まで  
必要書類 耐震診断結果、平面図、見積書など

び世帯主は、所得の申告が必要ですが、昨年中に収入がなかった人、遺族年金や障害年金、雇用保険などの非課税収入だけの人も、所得の申告が済んでいない場合は、国民健康保険税の算定のため、国民健康保険課または各支所市民サービス課で申告をしてください。世帯内に所得が未申告の人がいる場合には軽減が適用されないほか、高額療養費の自己負担限度額や、入院時の食費が高くなる場合があります。  
【申告の必要がない人】  
●家族の年末調整や確定申告などで、その扶養親族に該当している人  
●収入が公的年金だけの人、または給与だけで年末調整が済んでいる人  
●確定申告または市民税・県民税の申告を済ませた人

教育委員会協議定例会の傍聴  
教育委員会総務課(☎27-2785)  
期日 5月18日(木)  
時間 午後2時開始  
会場 市役所本館5階職員研修室  
定員 7人(先着順)  
申し込み 当日午後1時30分から1時50分までに直接会場へ



市ホームページ